

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年9月17日
【四半期会計期間】	第38期第1四半期(自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日)
【会社名】	株式会社メガネスーパー
【英訳名】	MEGANESUPER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 星 崎 尚 彦
【本店の所在の場所】	神奈川県小田原市本町四丁目2番39号
【電話番号】	(0465) 24—3611 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 齋 藤 正 和
【最寄りの連絡場所】	神奈川県小田原市本町四丁目2番39号
【電話番号】	(0465) 24—3611 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 齋 藤 正 和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第37期 第1四半期累計期間	第38期 第1四半期累計期間	第37期
会計期間	自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日	自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日	自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日
売上高 (千円)	4,259,027	3,784,692	15,969,260
経常損失 (△) (千円)	△157,124	△617,707	△1,654,891
四半期(当期)純損失 (△) (千円)	△353,640	△663,262	△2,292,702
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	2,924,159	502,679	50,000
発行済株式総数 (株)	48,528,884	60,600,345	48,528,884
純資産額 (千円)	△181,511	△1,873,532	△2,115,218
総資産額 (千円)	12,063,412	12,402,765	11,702,995
1株当たり四半期 (当期)純損失金額 (△) (円)	△26.16	△33.35	△168.79
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	△1.5	△15.1	△18.1

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期（当期）純損失のため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社で営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、前事業年度まで6期連続の営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、また、当第1四半期累計期間においても、予算の範囲内ではありますが、営業損失536百万円、経常損失617百万円及び四半期純損失663百万円を計上し、ライツ・オフリングを行い資本の増加を図りましたが結果として、1,873百万円の債務超過となっております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該事象又は状況を解消するための対応策については、「第2 事業の状況 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (5)」に記載のとおりであります。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、輸入価格の上昇による生活必需品の物価上昇、及び消費税増税や雇用状況等の不安から、一般消費者にとって景気が回復していくかは依然として不透明な状況が続いております。しかしながら、安倍政権の金融政策及び経済対策による円安の効果などから、株式相場や為替相場は持ち直しの動きが見られました。輸出関連企業を中心に収益が改善する等、景況感や消費者マインドについても明るい兆しが表れております。

眼鏡等小売業界におきましても、個人消費は依然として節約志向の傾向が根強く、企業間の販売競争の激化が続き全体としては厳しい状況にあります。しかしながら、前事業年度と比較して高機能商品や付加価値商品への選別志向が高まり、販売単価はやや上昇傾向にあります。

このような経営環境・経済環境のもと、当社は前事業年度より「中期経営計画」に基づく事業再生を推し進めてまいりました。現在、当社は「中期経営計画」の中核であるミドル・シニア層を主たるターゲットとしたアイケア重視のサービス型事業への転換のため「目から元気に！」をコンセプトに、他社との差別化を図り、お客様からの信頼の獲得に努めております。結果として、店舗へのお客様の誘引やリピート率の拡大といった入店数の拡大、買い上げ数の増加、一人あたり粗利額の向上が実現しつつあります。

「中期経営計画」の項目としては、主に以下のとおりになります。

1. ターゲット顧客層の再定義と当社の強みの活用
2. マーケティングと店舗サービスの最適化ビジネス（店舗）モデルの構築
 - ① 集客のためのマーケティング
 - ② 顧客化のための店舗サービスの最適化
3. リニューアル
4. 赤字店の閉鎖
5. コスト削減施策
6. 出店

当第1四半期の具体的な取り組みとして、売上拡大策といたしましては、「中期経営計画」項目のうち、マーケティングと店舗サービスの最適化ビジネス（店舗）モデルの構築及び、リニューアルに注力いたしました。また、赤字店の閉鎖、及びコスト削減施策を実施いたしました。

(1) 売上拡大施策

① マーケティングと店舗サービスの最適化（店舗）ビジネスモデルの構築

当第1四半期では、「アイケア新サービス」の展開と訴求を徹底してまいりました。具体的には、
(ア) 眼年齢検査などの新機軸の導入やカウンセリング力強化を含む、お客様とのコミュニケーションを重視した当社独自の「トータルアイ検査」を通じて最適なレンズを提供すること。
(イ) 現代人の眼の負担を軽減する新時代レンズ「MEKARA」を初めとする商品を展開をすること。
(ウ) タレントの寛氏が目のキャラクターに、バニラビーンズが眼鏡のキャラクターに、それぞれ扮した疲れ眼鏡撲滅キャンペーンなど、潜在ニーズを顕在化させる広告宣伝・販促施策を展開すること。

などの施策であります。広告宣伝や販促としては、TVCM、新聞広告、ラジオなどのマス媒体、チラシ、DM、メールマガジンなどの店舗誘導施策、ウェブでのバナー広告など多様な媒体を組み合わせた相乗効果をねらっています。

また、これらの施策を支えるITインフラの構築とDBマーケティング（CRM）の展開にも注力し、既存ウェブ媒体としてのコーポレートサイト・通販の検索性向上やアイケア関連情報・レンズやフレームなどの商材の充実に加え、新規ウェブ媒体としてeコールセンターの構築、FACEBOOK、LINEの活用などの低コストでのプロモーションを行う体制を実現しております。

さらに、店舗における人材スキルの向上を図るために、全国店舗におけるレンズ商品知識、検査プロセスの変更のための勉強会の実施、iPad等情報機材をフルに活用した効果的な教育を実施してきております。加えてアパレルなど他業界出身の顧客対応力の高い販売スタッフの拡大により既存スタッフ（検査、加工）との分業を図るとともに、既存スタッフの専門化を図っております。

こうした「アイケア新サービス」を基盤としつつ、7月には、サマーセールや紹介キャンペーンなど、従来から効果が確認されている施策も強化しております。

結果として、（ア）新しい検査に対する顧客満足度調査での評価も肯定的であり、結果として、買い上げ件数も上がっております。また、（イ）「MEKARA」は有料レンズのうち2割を占めるまでに拡大しており、一人あたりの粗利も増加しつつあります。（ウ）広告宣伝施策も想定どおり当社の認知向上に寄与しており、メインターゲットとするミドル・シニア層の入店が増加しております。

② リニューアル

当第1四半期には、前事業年度からの継続的な取り組みとして、26店舗のリニューアル及び45店舗のサイン交換を行ってまいりました。商品ラインナップも一新し、新生メガネスーパーとしてオープンしております。

ライツ・オフリングにより皆様からご支援頂いた資金により、第2四半期以降もリニューアル及び看板のリニューアル工事を加速させてまいります。

これらの売上げ拡大策の結果として、既存店における対前年比は、月次の上下動はあるものの着実に上昇傾向にあります。

(2) 赤字店の閉鎖

第1四半期においては、25店舗の不採算店の閉鎖を行ないました。9月までにさらに3店舗の閉鎖を実施する予定です。これにより、収益改善の見込まれない不採算店舗の店舗閉鎖は累計66店舗、閉鎖店舗からの敷金及び保証金回収は、想定どおり着実に実施しております。

9月までにさらに3店舗の閉鎖を実施することにより、収益改善の見込まれない不採算店舗の店舗閉鎖も完了いたします。

(3) コスト削減施策

前事業年度において既に大幅な固定費の削減を達成し、損益分岐点の引き下げは実現しておりますが、当第1四半期においては、さらに、前年同期対比、4%の総費用削減を実現しております。

総費用の内訳としては、本部経費、店舗運営経費などの固定費削減を推進する一方、「MEKARA」等の販売戦略に即したCM及び集客のためのマーケティング並びにPOP等、店内外に新生メガネスーパーを理解して頂くための先行投資として広告宣伝費・販促費及びリニューアル費用への配分を強化いたしました。広告宣伝・販促費は増加しておりますが、1店舗あたりのリニューアル費用は、前年同期に比べて、大幅に削減されており、費用対効果の向上が図られております。

原価率の削減につきましては、時期によってセールに伴う粗利率の悪化が見られましたが、第2四半期での効果実現を目標に、商品価格帯を大幅に見直し、価格帯ごとの粗利の最適化に着手しております。価格帯の見直しと合わせ、店頭・物流在庫管理の一連のプロセスを抜本的に見直し、ナショナルブランド商品中心から当社オリジナル（企画）ブランド商品中心への品揃えの転換を進めております。

以上の結果、当第1四半期累計期間の業績は、63店舗（前期閉鎖店舗を含む）の赤字店舗の閉鎖もあり、売上高3,784百万円（前年同四半期累計期間比11.1%減）となりました。また、「アイケア新サービス」の展開と訴求のため、先行してTVCM、新聞広告などのマス媒体を含む広告宣伝費・販売促進費が182百万円、加えて店舗リニューアルを推進したことにより改装費用等が80百万円増加したことから、営業損失536百万円（前年同四半期累計期間は営業損失159百万円）となりました。さらには、資本増強施策としてライツ・オフリングを実施したことにより新株予約権発行費用を39百万円計上したことにより、経常損失617百万円（前年同四半期累計期間は経常損失157百万円）、四半期純損失663百万円（前年同四半期累計期間は四半期純損失353百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産、負債及び純資産の状況)

流動資産は、前事業年度末に比べて914百万円増加し5,053百万円となりました。これは、主にライセンス・オフリングによる新株予約権の行使により現金及び預金が増加したことによるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べて215百万円減少し、7,349百万円となりました。これは、不採算店舗の閉鎖に伴い敷金及び保証金の返還により310百万円が減少しましたが、店舗のリニューアル工事等に伴い有形固定資産が82百万円及び「MEKARA」、店舗新ロゴ、デザイン等商標登録を行ったことにより無形固定資産が6百万円並びに長期前払費用が8百万円増加したことによるものであります。

この結果総資産は、前事業年度に比べて699百万円増加し、12,402百万円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べて435百万円増加し、4,876百万円となりました。これは資金調達に伴い関係会社短期借入金が383百万円及びマーケティングの先行投資により未払費用が163百万円並びに店舗のリニューアルに伴い営業外支払手形が61百万円増加しましたが、前事業年度地方税の納税により未払法人税が89百万円、買掛金76百万円減少したこと等によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べて22百万円増加し、9,399百万円となりました。これは退職給付引当金が24百万円増加したこと等によるものであります。

この結果負債は、前事業年度末に比べて458百万円増加し14,276百万円となりました。

純資産は、前事業年度末に比べて241百万円改善しました。これは、ライセンス・オフリングによる新株予約権の行使による増資905百万円と四半期純損失663百万円を計上したこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社は、前事業年度末決算において、事業構造改革及び事業再生の加速等により、当期純損失2,292百万円を計上した結果、2,115百万円の債務超過となっております。当該状況により、当社は、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況、その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在しております。

当該状況を解消すべく、当社は、アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合及び同組合がサービスを提供するファンドからの経営支援を受け、引き続き事業再生を推し進めております。

- (1) 中期経営計画の推進による収益構造基盤の安定化、及び(2) 財務の再構築と外部資本調達等、継続的な資本の増強策の検討及び推進により、早期の債務超過解消を目指してまいります。

これまでの主要な「中期経営計画」の進捗及び成果は、以下のとおりです。

(1) 中期経営計画の推進による収益構造基盤の安定化

前事業年度は、抜本的なコスト改善と赤字店の閉鎖によって損益分岐点は大幅に低下をさせましたが、既存店売上減少の影響を打ち返せませんでした。これに対して、当第1四半期は、アイケア重視のサービス型事業への転換を戦略的に図りました。結果として、既存店における顧客の入店数は着実に増加しており、既存店の売上前年比は、月による上下動は見られるものの、上昇トレンドにあり、8月の既存店の前年比は100%を超過いたしました。当第1四半期については、前事業年度の同時期に比べた売上の差分は、主に閉店によるものであり、また、営業赤字については、抜本的差別化戦略発動の助走段階として、広告宣伝費等の販売費を先行的に拡大した結果によるものであり想定内にとらえております。従って、当事業年度半ばから後半にかけての売上大幅増を想定して開示した業績予想と整合したトレンドと認識しており、通期での業績予想に変更は想定しておりません。

この「中期経営計画」に沿った当第1四半期の具体的な取り組みの進捗としては、主に以下のとおりになります。

1. ターゲット顧客層の再定義と当社の強みの活用

当第1四半期に本格展開を開始した「アイケア新サービス」の展開は、この層の約半分を占める「ファッション性」よりも検眼やフィッティングを初めとする「アイケア」を重視する顧客層に確実に訴求しつつあります。ミドル・シニア世代を改めて主要ターゲットとして再定義した成果は、35歳以上の顧客の入店数、買い上げ件数の増加に表れております。

2. マーケティングと店舗サービスの最適化ビジネス（店舗）モデルの構築

①集客のためのマーケティング

(ア)第1四半期では、主要顧客基盤たるミドル・シニア世代向けに、眼の負担軽減という潜在ニーズを顕在化させるための「アイケア新サービス」の展開と訴求を徹底してまいりました。具体的には、現代人の眼の負担を軽減する新時代レンズ「MEKARA」を初めとする商品の展開、疲れ眼鏡撲滅キャンペーンといった潜在ニーズを顕在化させるキャンペーンの展開などであります。

- (イ)新規獲得に向けては、TVCM、ラジオ、新聞などのマス媒体とチラシなどの多様な媒体を組み合わせることにより相乗効果の最適化を図り、新規・再来の集客広告宣伝の効果・効率の向上を図っております。
- (ウ)再来獲得に向けては、予定通り、ウェブを中心とした展開を重視し、有用な顧客データをもとにしたDBマーケティング(CRM)の展開にも注力し、DMやメールマガジンを通じた情報配信、商品・サービスのソリューション提案を直接顧客とやりとりすることにより、実質的な商圈の拡大を図っております。
- (エ)前述のとおり、これらを支えるインフラとして、既存ウェブ媒体としてのコーポレートサイト・通販の検索性向上やアイケア関連情報・レンズやフレームなどの商材の充実に加え、新規ウェブ媒体としてeコールセンターの構築、FACEBOOK、LINEの活用などの低コストでのプロモーションを行う体制を実現しております。
- (オ)結果として、想定どおり、メインターゲットとするミドル・シニア層の入店や買い上げ数が増加しております。上記マス向け及び店頭施策やインフラの活用を徹底し、入店数増加のペースを一層速めることが、第2四半期以降の課題となります。

②顧客化のための店舗サービスの最適化

- (ア)集客のあり方の進化に伴い、店舗のあり方も従来の小売りの物販型モデルにとらわれず、付加価値のあるサービスを重視し、コストを抑制しながら、売上が向上するモデルへの変更を図っております。
- (イ)具体的には、眼年齢などの新機軸の検査の導入やカウンセリング力を強化し、お客様とのコミュニケーションを重視した当社独自の「トータルアイ検査」を通じた最適なレンズの提供であります。これを運用する人材スキルの向上を図るために、全国店舗での検査スキルや知識向上のために勉強会の実施及びiPadをフルに活用した教育を実施しております。さらに、顧客対応力の高いアパレルなど他業界出身の接客・販売スタッフチームを設立、拡大し、既存スタッフが検査、加工などの専門化を図るための分業を行う実験を大規模店舗を中心に開始いたしました。
- (ウ)結果として、想定どおり、顧客満足度向上も見られ、一人あたりの粗利も増加しつつあります。
- (エ)さらに「アイケア」の訴求が有効であることを踏まえ、「アイケア」以外の側面の強化にも着手いたしました。入店数の拡大に伴う欠品回避・機会損失の解消のため、第2四半期に向けては、オリジナル商品の品揃えと価格帯の最適化を図ってまいります。また、今回新規に入店、買い上げいただいた顧客の再来を図るための眼鏡の定期点検サービス展開の準備を進めております。

3. リニューアル

- ①当第1四半期には、前事業年度からの継続的な取り組みとして、26店舗のリニューアル及び45店舗のサイン交換を行ってまいりました。商品ラインナップも一新し、新生メガネスーパーとしてオープンしております。
- ②これにより、8月までに、店舗数で既存店316店のうち、計222店(売上ベースで約60%に相当)の改装が完了いたしました。内訳は、60店の改装(売上ベース約35%に相当)及び162店の簡易改装・看板変更(売上ベースで約24%に相当)となります。
- ③改装店舗においては、改装しなかった店舗に対して前年比ベースで、7から10%程度の差が生じております。今後、リニューアルの加速を図ってまいります。

4. 赤字店の閉鎖

- ①当第1四半期においては、25店舗の不採算店の閉鎖を行ないました。これにより、収益改善の見込まれない不採算店舗の店舗閉鎖は累計63店舗になります。
- ②9月までにさらに3店舗の閉鎖を実施することで、赤字店の閉鎖計画は、いったん完了する予定です。

5. コスト削減施策

- ①既に大幅な固定費の削減を達成し、損益分岐点の引き下げは実現しておりますが、継続したコスト削減を実施することにより、安定的な収益構造の確立を目指しております。一定程度の販売費削減につきましては、本社や店舗での共通コストを対象に、個別費目ごとの削減の取り組みを継続させ、なお一層の徹底を図ってまいります。
- ②こうした固定費削減を推進する一方、「MEKARA」等の販売戦略に即したCM及び集客のためのマーケティング並びにPOP等、店内外に新生メガネスーパーを理解していただくための先行投資として広告宣伝費及び販売促進費を継続的に投入してまいりました。
- ③原価率の削減につきましては、第2四半期での効果実現を目標に、商品価格帯を大幅に見直し、価格帯ごとの粗利の最適化を図っているところです。価格帯の見直しと合わせ、店頭・物流在庫管理の一連のプロセスを抜本的に見直し、ナショナルブランド商品中心から当社オリジナル（企画）ブランド商品中心への品揃えの移行を進めております。第2四半期以降は、こうした品揃え管理の中、死に筋商品の解消及び売れ筋商品の拡大をさらに徹底し、入店数の拡大に伴う欠品による機会損失の解消を図ってまいります。

6. 出店

- ①出店は、投資効果の高い新モデルでの新規出店を展開する予定であり、当事業年度中に10店から20店舗の新規出店を計画しております。
- ②当第1四半期においては、出店物件候補数を増加させています。ショッピングセンター及び路面を中心に検討・交渉を開始しており、アイケア重視のサービス型事業を中心に確実に収益が確保できる店舗の選定を図っているところです。

（2）財務の再構築と資本の増強策

1. 既存店の営業利益確保

- ①前述のとおり、当事業年度半ばから後半にかけての売上大幅増に向けては計画どおりのトレンドであり、通期での下方修正は想定しておりません。
- ②したがって、営業収入からのキャッシュ・フローの創出に努めることが資本増強の基本ととらえております。

2. 閉店による敷金及び保証金回収

- ①前述のとおり、閉店は計画通り確実に進捗しており、閉鎖店舗からの敷金及び保証金回収は、想定どおり着実に実施しております。
- ②上記以外にも遊休資産のさらなる売却を検討しております。

3. ライツ・オファリングによる増資

平成25年5月30日を株主確定日とし、「ライツ・オファリングとしての株主割当て（無償）による上場型新株予約権」の発行による増資を実行し、905百万円の資本の増強を行いました。これにより増強された資本は、店舗のリニューアルや新規出店などの成長のための投資に配分してまいります。

4. その他の外部資本調達への取り組み

上記ライツ・オファリング以外にも、継続的に資本増強策を検討・推進中であり、当期純利益の黒字化による利益の積み上げとともに、債務超過解消不足分への対応を図ってまいります。

平成23年4月期決算に続いて2度目の債務超過ではありますが、前回同様に解消を図るべく、全力を傾注しております。上記に示した計画の進捗及び成果が示すとおり、しかしながら当社は、「中期経営計画」に基づき、業界トッププレイヤーの水準を目指した高収益体質への転換を確実に図り、また、資本増強策を早期に実行することにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	176,000,000
A種優先株式	800
B種優先株式	1
C種優先株式	100
A種劣後株式	110,000,000
B種劣後株式	70,000,000
計	356,000,901

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年9月17日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	30,281,363	30,281,363	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。
A種優先株式	800	800	—	単元株式数は1株であります。 (注3)
B種優先株式 (注1)	1	1	—	単元株式数は1株であります。 (注2・4)
A種劣後株式 (注1)	30,318,181	30,318,181	—	単元株式数は100株であります。 (注2・5)
B種劣後株式 (注1)	—	—	—	単元株式数は100株であります。 (注2・6)
計	60,600,345	60,600,345	—	—

(注1) B種優先株式、A種劣後株式及びB種劣後株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であるB種優先株式、A種劣後株式、B種劣後株式の特質については、当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する株式数変動します。また、その修正基準、修正頻度及び行使価額の下限等については、以下(注)4、5、6に記載のとおりです。

(2)所有者との間の取決めの内容

①権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

B種優先株式、A種劣後株式及びB種劣後株式それぞれについて、権利行使可能日についての取決めがあります。

詳細は以下(注)4、5、6に記載のとおりです。

②売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

B種優先株式については、所有者との間で譲渡制限についての取決めがあり、A種劣後株式及びB種劣後株式については、所有者との間の取決めはありません。

詳細は以下(注)4、5、6に記載のとおりです。

(注3)A種優先株式の内容

(1)優先配当金

①当社は、普通株主に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき16,750円の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。

②当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2)非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3)残余財産の分配

①当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。

②A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(4)議決権

A種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(5)A種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、A種優先株式発行後、平成26年5月1日以降は、A種優先株式1株につき1,000,000円の金銭の交付と引換えに、A種優先株式の発行後に当社が取締役会の決議で定める一定の日に、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

また、一部取得をするときは、按分比例の方法（ただし、1株未満の端数は切り捨てる。）又は抽選により行う。

(6) A種優先株式の金銭対価の取得請求権

A種優先株主は、平成30年5月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度にかかる定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「取得請求日」という。）に、法令上可能な範囲で、取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%を限度として、1株につき1,000,000円の金銭と引換えに、A種優先株式の取得請求を行うことができる。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(8) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注4) B種優先株式の内容

(1) 優先配当金

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき17,500,000円の金銭による剰余金の配当を行う。

(2) 累積条項

ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。

(3) 残余財産の分配

- ① 当社は、残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき、250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、17,500,000円を残余財産の分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該事業年度中の日を基準日としてB種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日の翌日）から残余財産の分配日まで（初日及び分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）を加算した額を支払う。

- ② B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

B種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(5) B種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

- ① 法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
- ② B種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- ③ B種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) B種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、B種優先株式発行後、平成27年8月1日以降は、B種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭の交付と引換えに、B種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、B種優先株式を取得することができる。

(7) B種優先株式の株式対価の取得請求権

B種優先株主は、平成27年8月1日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式及びC種優先株式100株を対価として、その有するB種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当社はB種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式及びC種優先株式100株を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るB種優先株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得比率

取得比率は、当初、274,400とする。

なお、平成25年6月1日以降、取得比率は345,000に調整されている。

(3) 取得比率の調整

- (a) 当社は、B種優先株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（B種優先株式）」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

- (b) 取得比率調整式（B種優先株式）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項(c)②に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(b)②に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b)③に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b)③に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

- ②当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（B種優先株式）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

- (c) ①取得比率調整式（B種優先株式）の計算については、10の位まで算出し、その10の位を四捨五入する。

- ②取得比率調整式（B種優先株式）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③取得比率調整式（B種優先株式）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（B種優先株式）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

- ①株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。
②本項(d)①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。
③取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

- (e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をB種優先株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(8) B種優先株式の金銭対価の取得請求権

B種優先株主は、平成27年11月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度に係る定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「B種優先株式取得請求日」という。）に、B種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額から、B種優先株式取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%に相当する金額を減じた額を限度として、当社がB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付するのと引換えに、B種優先株式の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、B種優先株式取得請求日に、B種優先株主に対して、取得するB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付する。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(10) B種優先株式の譲渡の制限

譲渡によるB種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注5) A種劣後株式の内容

(1) 剰余金の配当

A種劣後株式を有する株主（以下「A種劣後株主」という。）に対し、剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

- ① 当社の残余財産を分配するときにおいて、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先株式に関する残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、A種劣後株主又はA種劣後株式の登録株式質権者（以下「A種劣後登録株式質権者」という。）及びB種劣後株式を有する株主（以下「B種劣後株主」という。）又はB種劣後株式の登録株式質権者（以下「B種劣後登録株式質権者」という。）に先立ち、普通株式1株につき、本条第3項に定める普通株式分配基準額の残余財産の分配を行う。
- ② 普通株主又は普通登録株式質権者に対して前項に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、A種劣後株主又はA種劣後登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者並びにB種劣後株主及びB種劣後登録株式質権者と同順位にて、A種劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額（但し前項に従い分配した残余財産分配額を除く。）及びB種劣後株式1株当たりの残余財産分配額のそれぞれと同額の残余財産の分配を行う。
- ③ 普通株式分配基準額は、当初1,639円とする。

(3) 議決権

A種劣後株主は株主総会において議決権を有する。

(4) A種劣後株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- ① 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種劣後株式について株式の併合又は分割は行わない。
- ② 当社は、A種劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- ③ 当社は、A種劣後株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

A種劣後株主は、平成25年9月30日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、その有するA種劣後株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はA種劣後株主が取得の請求をしたA種劣後株式を取得するのと引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該A種劣後株主に対して交付するものとする。

① 取得と引換えに交付する普通株式の数

A種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種劣後株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、A種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数が1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

② 当初取得比率

取得比率は、当初、1.0とする。

なお、平成25年6月1日以降、取得比率は1.257に調整されている。

③ 取得比率の調整

- (a) 当社は、A種劣後株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（A種）」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

- (b) 取得比率調整式（A種）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項(c)②に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(b)②に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b)③に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b)③に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（A種）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

- (c) ①取得比率調整式（A種）の計算については、小数第4位まで算出し、小数第4位を四捨五入する。

- ②取得比率調整式（A種）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③取得比率調整式（A種）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（A種）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

- ①株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

- ②本項(d)①の他、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。

- ③取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

- (e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をA種劣後株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (6)会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(注6) B種劣後株式の内容

(1) 剰余金の配当

B種劣後株主に対し、剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

- ① 当社の残余財産を分配するときにおいて、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先株式に関する残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、A種劣後株主又はA種劣後登録株式質権者及びB種劣後株主又はB種劣後登録株式質権者に先立ち、普通株式1株につき、本条第3項に定める普通株式分配基準額の残余財産の分配を行う。
- ② 普通株主又は普通登録株式質権者に対して前項に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、B種劣後株主又はB種劣後登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者並びにA種劣後株主及びA種劣後登録株式質権者と同順位にて、B種劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額（ただし前項に従い分配した残余財産分配額を除く。）及びA種劣後株式1株当たりの残余財産分配額のそれぞれと同額の残余財産の分配を行う。
- ③ 普通株式分配基準額は、当初1,639円とする。

(3) 議決権

B種劣後株主は株主総会において議決権を有する。

(4) B種劣後株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- ① 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、B種劣後株式について株式の併合又は分割は行わない。
- ② B種劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- ③ B種劣後株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

B種劣後株主は、B種劣後株式の発行日の1年後の日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、その有するB種劣後株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はB種劣後株主が取得の請求をしたB種劣後株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該B種劣後株主に対して交付するものとする。

① 取得と引換えに交付する普通株式の数

B種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るB種劣後株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、B種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

② 当初取得比率

取得比率は、当初、1.0とする。

③取得比率の調整

- (a) 当社は、B種劣後株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（B種）」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

- (b) 取得比率調整式（B種）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項(c)②に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(b)②に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b)③に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b)③に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

- ②株式分割等を行う場合

調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（B種）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

- (c) ①取得比率調整式（B種）の計算については、小数第4位まで算出し、小数第4位を四捨五入する。

- ②取得比率調整式（B種）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③取得比率調整式（Ｂ種）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（Ｂ種）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

①株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

②本項(d)①の他、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。

③取得比率を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をＢ種劣後株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う

(6) 会社法第322条第２項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第２項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成25年5月20日の取締役会において、ライツ・オファリングとして、当社普通株式を所有する当社以外の全株主を対象とした上場型新株予約権の無償割当てを行うことを決議し、平成25年5月31日に割当てを行っております。

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年5月20日
新株予約権の数(個)	18,106,883 (注5)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注5)	18,106,883
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月8日 至 平成25年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 75円 資本組入額 37円50銭
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の割当ての方法

新株予約権無償割当ての方法により、平成25年5月30日（以下「割当基準日」という。）における当社の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の売買

新株予約権は、大阪証券取引所に上場しており、証券市場での売買が可能でありました。

（上場日：平成25年5月31日、上場廃止日：平成25年7月23日）

3. 新株予約権の数

割当基準日における当社の発行済普通株式総数から同日において当社が保有する当社自己株式を控除した数とする。

4. 新株予約権無償割当ての効力発生日

平成25年5月31日

5. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の取得事由

新株予約権の取得事由は定めない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第1四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されております。

B種劣後株式

	第1四半期会計期間 (平成25年5月1日から平成25年7月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	4,419,022
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	4,419,022
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	90.43
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	4,419,022
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	4,419,022
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	90.43
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年5月1日～ 平成25年7月31日 (注)	12,071,461	60,600,345	452,679	502,679	452,679	452,679

(注) 平成25年5月20日開催の取締役会の決議に基づきライツ・オフリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)を行い、行使期間7月8日から7月29日の行使金額905,359千円に基づき資本金及び資本準備金が452,679千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年4月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 800 B種優先株式 1	—	(注)
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 102,900	—	(注)
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,667,900 A種劣後株式 30,317,900 B種劣後株式 4,418,800	136,679 303,179 44,188	(注)
単元未満株式	普通株式 20,080 A種劣後株式 281 B種劣後株式 222	—	—
発行済株式総数	48,528,884	—	—
総株主の議決権	—	484,046	—

(注) 普通株式は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

また、種類株式の内容については、1.株式等の状況 (1)株式の総数等 ②発行済株式 に記載しております。

② 【自己株式等】

平成25年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社メガネスーパー	神奈川県小田原市本町4-2-39	102,900	—	102,900	0.21
計	—	102,900	—	102,900	0.21

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成25年5月1日から平成25年7月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成25年5月1日から平成25年7月31日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人よつば総合事務所による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年4月30日)	当第1四半期会計期間 (平成25年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	491,934	1,555,961
売掛金	462,404	403,210
商品	2,423,850	2,411,009
貯蔵品	18,961	27,039
前渡金	9,653	702
前払費用	337,882	343,501
未収入金	378,011	294,295
その他	19,786	18,640
貸倒引当金	△3,883	△774
流動資産合計	4,138,600	5,053,587
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,606,995	5,450,940
減価償却累計額	△4,507,498	△4,280,776
建物（純額）	1,099,497	1,170,164
構築物	771,012	754,817
減価償却累計額	△635,770	△596,236
構築物（純額）	135,242	158,581
車両運搬具	18,915	18,915
減価償却累計額	△18,283	△18,322
車両運搬具（純額）	631	592
工具、器具及び備品	2,649,280	2,454,650
減価償却累計額	△2,505,231	△2,321,155
工具、器具及び備品（純額）	144,048	133,494
土地	1,189,114	1,185,114
建設仮勘定	—	3,150
有形固定資産合計	2,568,533	2,651,097
無形固定資産		
商標権	5,806	10,452
ソフトウェア	126,241	127,610
電話加入権	35,475	35,475
その他	5,227	5,227
無形固定資産合計	172,751	178,765

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年4月30日)	当第1四半期会計期間 (平成25年7月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	37,516	36,904
関係会社株式	354	354
出資金	924	924
従業員に対する長期貸付金	732	507
長期前払費用	82,164	90,551
長期未収入金	127,943	126,918
敷金及び保証金	4,631,415	4,320,902
その他	31,390	31,390
貸倒引当金	△89,330	△89,137
投資その他の資産合計	4,823,109	4,519,315
固定資産合計	7,564,394	7,349,178
資産合計	11,702,995	12,402,765
負債の部		
流動負債		
支払手形	886,198	932,298
営業外支払手形	127,376	188,870
買掛金	952,306	876,096
関係会社短期借入金	1,325,059	1,708,315
未払金	329,320	327,593
未払費用	430,057	593,084
未払法人税等	129,769	39,997
前受金	199,177	165,108
預り金	56,563	17,412
前受収益	1,686	1,767
その他	3,247	26,006
流動負債合計	4,440,761	4,876,552
固定負債		
長期借入金	7,896,443	7,896,443
株主、役員に対する長期借入金	266,400	266,400
退職給付引当金	1,119,719	1,144,533
長期預り保証金	50,057	50,057
その他	44,831	42,310
固定負債合計	9,377,452	9,399,745
負債合計	13,818,213	14,276,298

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年4月30日)	当第1四半期会計期間 (平成25年7月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	502,679
資本剰余金		
資本準備金	—	452,679
その他資本剰余金	188,306	188,306
資本剰余金合計	188,306	640,986
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△2,292,702	△2,955,965
利益剰余金合計	△2,292,702	△2,955,965
自己株式	△66,807	△66,819
株主資本合計	△2,121,204	△1,879,119
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,986	5,587
評価・換算差額等合計	5,986	5,587
純資産合計	△2,115,218	△1,873,532
負債純資産合計	11,702,995	12,402,765

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日)
売上高	4,259,027	3,784,692
売上原価	1,319,454	1,346,101
売上総利益	2,939,572	2,438,591
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	856,988	830,843
退職給付費用	44,424	45,396
地代家賃	961,469	776,212
その他	1,235,902	1,323,045
販売費及び一般管理費合計	3,098,785	2,975,498
営業損失(△)	△159,212	△536,906
営業外収益		
受取利息	963	684
受取配当金	189	204
集中加工室管理収入	15,580	14,639
その他	6,377	7,482
営業外収益合計	23,111	23,011
営業外費用		
支払利息	19,221	54,703
新株予約権発行費	—	39,177
その他	1,800	9,931
営業外費用合計	21,022	103,812
経常損失(△)	△157,124	△617,707
特別利益		
固定資産売却益	—	1,941
店舗構造改革費用戻入益	—	9,352
特別利益合計	—	11,294
特別損失		
固定資産除却損	10,019	20,240
事業構造改革費用	140,981	5,365
解約違約金	2,895	—
店舗閉鎖損失	1,029	3,234
その他	10,512	—
特別損失合計	165,437	28,840
税引前四半期純損失(△)	△322,561	△635,253
法人税、住民税及び事業税	31,079	28,009
法人税等合計	31,079	28,009
四半期純損失(△)	△353,640	△663,262

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日)
減価償却費	52,282千円	57,002千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成24年7月27日開催の第36期定時株主総会の決議により、会社法第452条の規定に基づき、別途積立金5,092,710千円を減少し、繰越利益剰余金を増加させ繰越利益剰余金の損失の填補を図っております。

当第1四半期累計期間(自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成25年5月20日開催の取締役会において、ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）を行うことを決議し、平成25年5月30日を株主確定日として新株予約権の発行をいたしました。

そして平成25年7月8日から平成25年7月29日までの行使期間中に、本新株予約権が行使されております。

この結果、当第1四半期累計期間において、資本金が452,679千円、資本準備金が452,679千円増加し、当第1四半期会計期間末において、資本金が502,679千円、資本準備金が452,679千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期損益 計算書計上額 (注2)
	眼鏡等 小売事業	通販事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,223,543	35,483	4,259,027	—	4,259,027
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	4,223,543	35,483	4,259,027	—	4,259,027
セグメント利益又は損失(△)	△152,803	55	△152,747	△6,465	△159,212

(注1) セグメント利益又は損失の調整額△6,465千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主な内容は役員報酬であります。

(注2) セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期累計期間(自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期損益 計算書計上額 (注2)
	眼鏡等 小売事業	通販事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,752,414	32,278	3,784,692	—	3,784,692
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	3,752,414	32,278	3,784,692	—	3,784,692
セグメント利益又は損失(△)	△527,718	1,231	△526,486	△10,419	△536,906

(注1) セグメント利益又は損失の調整額△10,419千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主な内容は役員報酬であります。

(注2) セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日)
(1) 1株当たり四半期純損失金額	△26円16銭	△33円35銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	△353,640	△663,262
普通株主に帰属しない金額(百万円)	4,375	4,375
(うち優先配当金) (千円)	(4,375)	(4,375)
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	△358,015	△667,637
普通株式の期中平均株式数(株)	13,687,921	20,019,983
普通株式増加数(株)	—	16,490,483

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年9月12日

株式会社メガネスーパー
取締役会 御中

監査法人よつば総合事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神 門 剛 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 屋 友 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メガネスーパーの平成25年5月1日から平成26年4月30日までの第38期事業年度の第1四半期会計期間(平成25年5月1日から平成25年7月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成25年5月1日から平成25年7月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メガネスーパーの平成25年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。